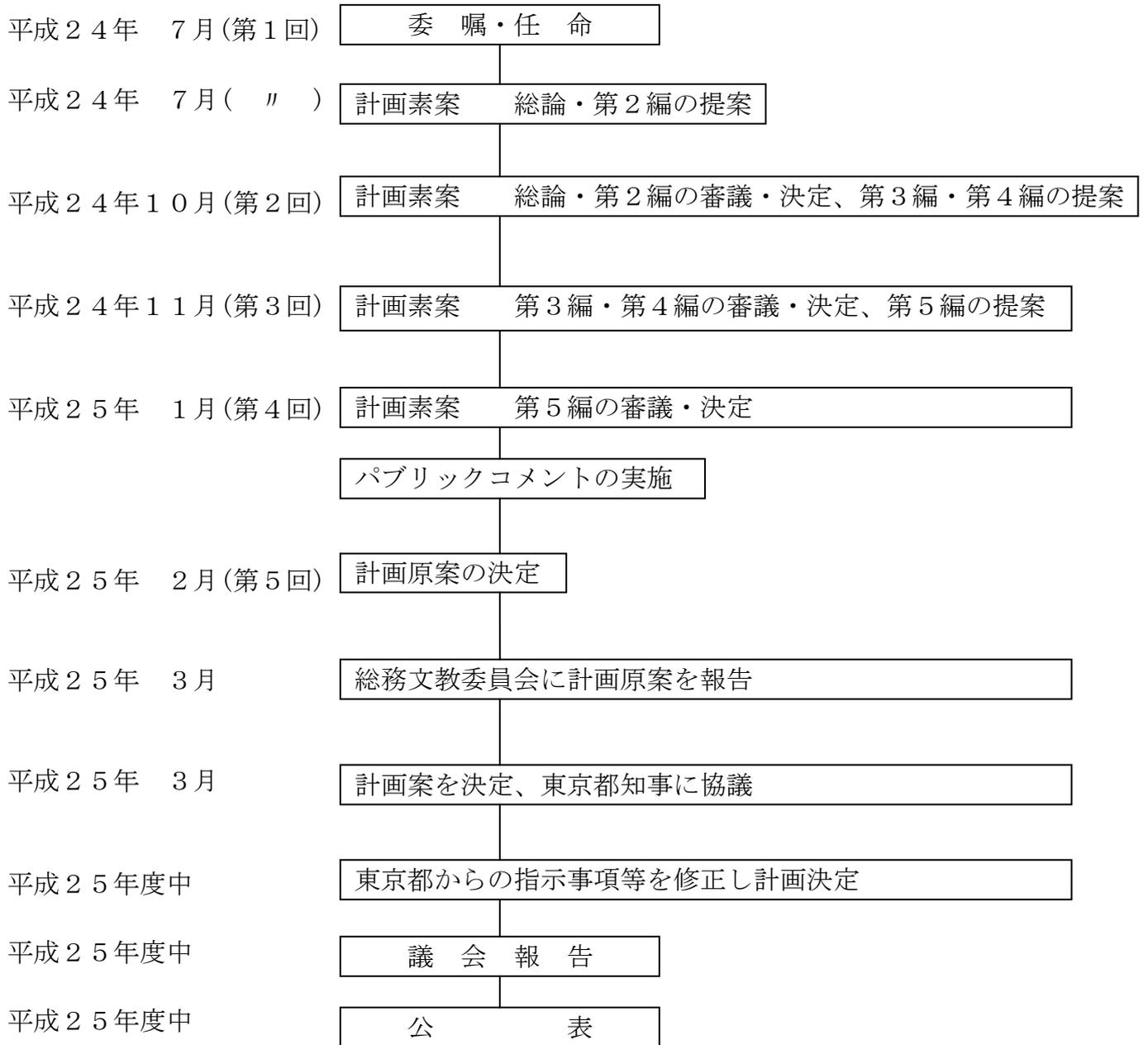


策定スケジュール

資料 1



参 考

国民保護法 抜粋

(市町村の国民の保護に関する計画)

第35条 市長村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

5 市長村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市長村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかにこれを議会に報告するとともに、公表しなければならない。